

第 8 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第14号 令和7年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

専第 14 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

令和7年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,580,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 862,614,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年8月27日専決

熊本県知事 木村 敬

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び金 負担金		4,520,414	140,600	4,661,014
	1 負担金	3,817,330	140,600	3,957,930
2 国庫支出金		125,813,355	3,842,299	129,655,654
	1 国庫負担金	44,462,665	3,037,144	47,499,809
	2 国庫補助金	77,505,179	805,155	78,310,334
3 繰入金		56,546,689	3,100,590	59,647,279
	1 基金繰入金	56,332,430	3,100,590	59,433,020
4 県債		83,791,000	1,497,000	85,288,000
	1 県債	83,791,000	1,497,000	85,288,000
歳入合計		854,033,641	8,580,489	862,614,130

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		41,534,687	50,787	41,585,474
	1 企 画 費	8,034,239	50,787	8,085,026
2 民 生 費		106,925,782	5,311,642	112,237,424
	1 社会福祉費	58,908,300	14,795	58,923,095
	2 災害救助費	148,300	5,296,847	5,445,147
3 衛 生 費		61,660,448	3,112	61,663,560
	1 公衆衛生費	47,040,711	3,112	47,043,823
4 農 水 産 業 林 費		69,709,616	375,600	70,085,216
	1 農 業 費	19,058,875	210,600	19,269,475
	2 林 業 費	16,101,546	165,000	16,266,546
5 土 木 費		97,313,109	607,620	97,920,729
	1 河川海岸費	29,802,559	607,620	30,410,179
6 災 害 復 旧 費		17,988,309	2,231,728	20,220,037
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	7,037,512	800,000	7,837,512

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 土木災害復旧費	10,391,928	1,273,220	11,665,148
	3 警察災害復旧費	71,574	18,087	89,661
	4 教育災害復旧費	227,859	140,421	368,280
歳出合計		854,033,641	8,580,489	862,614,130

第2表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>耕地災害 現年発生国庫 補助事業費</p> <p>警察施設 現年発生単県 災害復旧事業費</p> <p>教育施設 現年発生単県 災害復旧事業費</p>	<p>千円</p> <p>126,000</p> <p>6,000</p> <p>39,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%</p> <p>以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p style="text-align: center;">災害援護資金 貸付事業費</p>	<p style="text-align: center;">千円  42,000</p>	<p style="text-align: center;">政府貸付金の 借入れ</p>	<p style="text-align: center;">無利子</p>	<p style="text-align: center;">据置期間を含め 12年以内 半年賦元金均等 償還</p>
<p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: center;">213,000</p>			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治 山 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,924,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,973,000			
砂 防 国 庫 補 助 事 業 費	2,353,000	融機構、会社、 その他	(ただし、 利率見直 し方式で	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、	2,424,000			
単 県 砂 防 整 備 事 業 費	1,706,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他	借り入れ る資金に ついて、	満期一括償還 等 ただし、県	1,906,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	275,000	の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。	1,239,000			(補 正 前 に 同 じ)
計	7,258,000				8,542,000			